

**新潟市社会福祉審議会 令和6年度第1回児童福祉専門分科会
会議概要**

開催日時	令和7年3月26日（水）午後4時00分～午後5時00分
会 場	新潟市役所本館6階 第3委員会室
出席委員	堀井委員（分科会長）、小柳委員（副分科会長）、坂上委員、 保苅委員、細野委員、吉田委員
事務局等	こども未来部幼保運営課長ほか同課職員6名
傍聴者	0名
議事内容	【議事】 （１）保育所設置の認可について ○事務局より、令和7年度新設予定の保育所について説明（資料1－1、1－2により説明）したうえで、委員の意見を聴取しました。 ○委員からは、下記ご意見がありました。 ・近隣に立地している市立太夫浜保育園は、令和9年度末閉園予定とのことだが、受入は停止しているのか。 →令和7年度から受入停止となる。（事務局） ・令和9年度末までに卒園とならない太夫浜保育園在園児（未満児）は、転園することになるのか。 →閉園までの間に、いずれかの園へ転園となる。（事務局） ・保育の質の向上が求められている中、私立園を新設するにあたり、保育の質という面ではどのような基準で認可しているのか。 →市内で認可保育施設を運営していることが主な要件となるため、これまでの運営実績・指導監査の内容を考慮して、認可の可否を判断している。今回のケースでは、認可保育施設の運営実績はないが、企業主導型保育施設（認可外保育施設）の運営実績が3年以上あり、直近の指導監査においても大きな指摘・指導事項が無く、良好な環境にて保育事業を運営していることを確認している。（事務局） ・運営実績を考慮するということは、新設園の認可にあたっては、新たな保育サービスの展開よりも安定した運営の方が優先されるのか。 →運営実績を基に、法令上の認可要件を満たしているかを判断しているため、安定した運営は求められる。加えて、保護者のニーズに合わせた新たな保育サービスの提案があれば、それも踏まえて認可の可否を判断している。（事務局）

- ・新設園が開園すれば、太夫浜保育園在園児は支障なく全員転園できるのか。

→太夫浜保育園の令和7年度の利用定員は40名で、4月時点の児童数は約20名の見込み。新設園は利用定員53名のため、規模としては基本的に問題ない。ただし、転園時期によっては特定のクラス年齢で転園が困難となる可能性もゼロではないが、周辺施設もあるため転園先は確保できる状況である。(事務局)

(2) 乳児等通園支援事業の認可について

○事務局より、乳児等通園支援事業の概要、既存事業（一時預かり事業）との比較及び令和7年度実施予定施設について説明（資料2-1～2-3により説明）したうえで、委員の意見を聴取しました。（資料2-4は参考資料として配布。）

○委員からは、下記ご意見がありました。

- ・事業の実施方法として、「一般型」と「余裕活用型」があるが、どのような違いがあるのか。

→「余裕活用型」は、在園児童数が利用定員に満たない場合に、利用定員の範囲内で事業を実施する方法となり、新たに職員を雇用する必要がない。「一般型」は在園児童数が利用定員を超えた場合でも事業の実施が可能となるが、専任の職員を雇用する必要がある。(事務局)

- ・「余裕活用型」では、年度途中入園で在園児童数が利用定員に達した場合、乳児等通園支援事業の利用を断ることになるのか。

→利用を断ることになるため、実施方法について施設へよく説明したうえで、「余裕活用型」を選択する場合は、年度を通して利用できるよう配慮してもらう。(事務局)

- ・令和6年度は試行的事業として実施したとのことだが、利用実績はどのくらいだったのか。また、既存の一時預かり事業がある中、乳児等通園支援事業を利用した理由は把握しているか。

→令和6年9月から実施し、令和7年1月までの実績で、認定した児童は6名。延べ利用人数は11名で延べ利用時間は99時間。現在、利用者へアンケートを実施している状況のため、本事業を利用した理由は現時点では回答できない。(事務局)

- ・乳児等通園支援事業と一時預かり事業の併用も可能とのことだが、一時預かり事業へ移行した際に、保護者と施設の面談といった乳児等通園支援事業のメリットにあたる部分の取扱いはどのようになるか。また、乳児等通園支援事業の利用にかかわらず、一時預かり事業におい

でも施設との面談を可能にすることはできるものなのか。

→乳児等通園支援事業の面談については、明確に回数が決まっている訳ではなく、保護者と施設の相談により適切な頻度で実施されることが望ましいと考えており、一時預かり事業の利用へ移行したとしても、同様に施設と相談しながら利用していただきたいと考えている。一時預かり事業においては、利用者数も多く、全利用者と面談を実施するということは現状では難しいが、乳児等通園支援事業の実施状況も踏まえながら検討していきたい。(事務局)

- ・乳児等通園支援事業と一時預かり事業で、利用料金にも差があるが、両方の事業を実施している施設においては、利用の優先順位があるのか。

→優先順位はないので、世帯の状況によって選択していただくことが可能。(事務局)

- ・事業の周知はどのように行っているのか。

→令和6年度に試行的に実施するにあたり、まずは一時預かり事業利用者や在園児のきょうだい等の利用を想定し、各保育施設にリーフレットを設置した。この度、国から手引きが発出されたため、令和7年度の実施にあたっては手引きを確認のうえ広報の方法も改めて検討するが、子育て支援センター等での配布も考えている。(事務局)

- ・一時預かり事業や保育施設等を利用しておらず、相談先がなく悩みを抱えている保護者へも周知が必要ではないか。

→登録されている方にはなるが、新潟市公式LINEでも制度周知の配信を行った。また、今後になるが、保健師の訪問事業で案内をするといったことも考えられる。(事務局)

- ・これまでは保護者の就労等、要件を必要とするサービスが多かったと思うので、要件を必要としない乳児等通園支援事業はとても良いサービスだと思う。

- ・就業しながら子育てをしている世帯の方がストレスが高いと思われがちだが、就業世帯は保育施設を利用して、日常的に保育士へ相談ができる。一方で、就業しておらず自宅で保育している世帯は相談相手がおらず、ストレスが高い傾向にある。月10時間ではあるが、こどもの育ちを支援するという制度主旨で児童に対する支援計画が作成され、定期的に保育士へ相談できるのはとても良いことだと思う。本格実施に向け、母子保健事業とも連携した広報が望まれる。